

砂川市訓令第33号

令和8年4月24日

砂川市幼稚園型一時預かり事業実施要綱の一部を改正する訓令を次のように定める。

砂川市長 飯 澤 明 彦

(別 紙)

砂川市幼稚園型一時預かり事業実施要綱の一部を改正する訓令

砂川市幼稚園型一時預かり事業実施要綱（平成29年訓令第19号）の一部を次のように改正する。

第1条中「。以下」を「。次条第2項第1号において」に、「第59条第1項第10号」を「第59条第10号」に改める。

第8条中「以下」を「次条第2項において」に、「第36条の35第2号」を「第36条の35第1項第2号」に改める。

第9条第1項中「、規則に基づき」を削り、「行う者（以下）」を「行う者（次項において）」に、「配置し、そのうち半数以上は保育士又は幼稚園教諭普通免許状所有者（以下「有資格者」という。）と」を「配置」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 前項の教育・保育従事者を配置する基準は、規則第36条の35第1項第2号及び「一時預かり事業の実施について」（令和6年3月30日付5文科初第2592号及びこ成保第191号）の別紙「一時預かり事業実施要綱」の定めるところによる。

第9条第3項を削る。

別表（第12条関係）を次のように改める。

附 則

この訓令は、令和8年4月24日から施行し、改正後の砂川市幼稚園型一時預かり事業実施要綱の規定は、令和8年4月1日から適用する。

別表（第12条関係）

委託料種別		児童1人当たり日額	備考	
1 在園児	(1) 基本分	①平日 (月曜日から金曜日まで)	480円 年間延べ利用児童数が2,000人超の施設	
		②長期休業日 (8時間未満)	1,760,000円を年間延べ利用児童数で除した額から440円を減じた額(10円未満切捨て)	年間延べ利用児童数が2,000人以下の施設
			480円	年間延べ利用児童数が2,000人超の施設
		③長期休業日 (8時間以上)	440円	年間延べ利用児童数が2,000人以下の施設
			960円	年間延べ利用児童数が2,000人超の施設
	(2) 休日分		880円	年間延べ利用児童数が2,000人以下の施設
			880円	土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日の利用
	(3) 長時間加算分	ア 基本分(1(1)①及び③)及び休日分を超えた利用の場合	超過利用時間が2時間未満	150円
			超過利用時間が2時間以上3時間未満	300円
			超過利用時間が3時間以上	450円
イ 基本分(1(1)②)を超えた利用の場合		超過利用時間が2時間未満	100円	
	超過利用時間が2時間以上	200円		

		3 時間未満		
		超過利用時間 が 3 時間以上	300円	
2 在園児 以外の児 童	(1) 基本分 (8 時間以下)		880円	
	(2) 長時間加算分	超過利用時間 が 2 時間未満	150円	8 時間を超えた利 用
		超過利用時間 が 2 時間以上 3 時間未満	300円	
		超過利用時間 が 3 時間以上	450円	

備考 利用時間に応じ、基本分又は休日分に長時間加算分を加算した合計額を児童 1 人当たり日額とする。